

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(6)—

坂 柳 明

1. はじめに一「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が財務諸表の注記に示される余地がある場合についての考察

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

例えば、その会社にとって、社債等の償還が困難である場合、あるいは新たに資金調達を行うことが困難である場合のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人が、どのような対応をとるのかについて、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、「監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」（傍線筆者）と規定されている。この規定に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」との関係で、坂柳（2016）においては、企業会計審議会（2009）、及び2009年の監査基準改訂後に整備された開示制度及び監査制度に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状

況¹⁾を指している、という解釈²⁾を前提として、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があるのか、という問題が考察された。この問題の考察は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」、あるいは「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合と、含まれない場合を想定した上で行われた。

しかし、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がなく、その意味で、

-
- 1) ここでの「影響」には、「金額的に重要な影響」という意味を含めている。また、「事象」については、日本公認会計士協会（2011b）の「付録2：用語集」にある「不確実性」、即ち、「将来の帰結が企業の直接的な影響が及ばない将来の行為や事象に依存し、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある状況」（傍線筆者）に見られる「企業の直接的な影響が及ばない」ものを想定している。
 - 2) 本稿では、「特定の事象が将来に発生する可能性」については、(1)：日本公認会計士協会（2011c）の5項の「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になるほど、当該事象又は状況の結果の不確実性は著しく高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況若しくはその結果の発生が将来になる」ほど「著しく高くなる」ものとは考えていないし、(2)：同A13項の「事象又は状況の発生が将来になるほど、その事象又は状況の結果の不確実性の程度は高くなる」（傍線筆者）に見られるような、「事象又は状況の発生が将来になる」ほど「高くなる」ものとも考えていない。

「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はない、という考えが成立する。他方、この考えに対しては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈できるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、財務諸表の注記に示されている状況に限られるのか、という疑問が生じる。

この疑問を踏まえて、本稿では、次の問題を考察する。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈するが、財務諸表の注記には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が示されていない場合に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はあるのか、という問題である。この問題がどのように解決されるかによって、「継続企業の前提が疑わしい」場合に、注記に示される内容、及び注記に示される内容が踏まえられた上で、監査報告書に「追記」される内容が変わってくる可能性がある。そして、それらの内容が変われば、利害関係者の意思決定が変わる可能性があるので、この問題の考察は、重要である。

この問題を考察するために、(1)：第2節の(1)では、株式会社ビーマップの2009年連結財務諸表の注記に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述を踏まえた上で、「その対応策を含む事業計画」があっても、将来に「連結営業損失が計上されること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「連結営業損失が計上される」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定できることを示す。また、(2)：第2節の(2)では、株式会社関門海の2011年連結財務諸表の注記に見られる「債務超過の解消についても不透明である」という記述を踏まえた上で、「事業計画の大

幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、将来に「債務超過が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「債務超過が解消されない」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定できることを示す。

そして、第2節の(3)では、上記のような、①：「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、株式会社ビーマップの2009年連結財務諸表の注記には示されておらず、②：「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、株式会社関門海の2011年連結財務諸表の注記には示されていないことを指摘する。その上で、第2節の(3)では、[1]：財務諸表の注記に示されていないところの、上記の①～②で示した2つの状況があることを、財務諸表の注記に示すために、そして、[2]：上記の①～②で示した2つの状況とは別に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈できる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定し、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業の前提に関する事項」として、財務諸表の注記に示すために³⁾、「継続企業の前提に関

3) 本稿の以下の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業の前提に関する事項」として、財務諸表の注記に示すために」(※)と記す必要がある場合でも、「現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」に見られる「継続企業

する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘する。

続く第3節では、第2節の考察を踏まえた上で、将来の開示制度を設計するに当たっての指針を示すために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度を評価し、第4節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される監査上の実務指針を評価する。このような、開示制度及び監査上の実務指針の評価は、第2節の(3)で指摘された、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、財務諸表の注記に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることを踏まえた上で行われる。そして、最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を財務諸表の注記に示されていない「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈する余地

(1) 株式会社ビーマップの2009年連結財務諸表の注記の分析

前節では、次の問題を提示した。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈するが、財務諸表の注記には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が示されていない場合に、「継続企業の前提に

の前提に関する事項」として、」を省いて、上記の※を「財務諸表の注記に示すために」と記すことにする。

関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はあるのか、という問題である。この問題を考察するに当たって、まず、株式会社ビーマップ（以下、「ビーマップ」とする）の2009年連結財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する注記】）を見てみよう（〔事例2-1〕⁴⁾）。

〔事例2-1〕—ビーマップの2009年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、第12期（平成22年3月期）においては、①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成、②投資の統制及びモニタリング、③原価率低減と品質管理、の三点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。

しかしながら、第12期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続性の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」（傍線筆者）

この〔事例2-1〕においては、「当社グループ」が「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況により、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在して」いることがわかる。また、(1)：〔事例2-1〕中の「当該状況の解消を図る予定であります」（傍線筆者）という記述に見られる「当該状況」、及び(2)：〔事例2-1〕中の「事業計画が

4) 本稿で示す財務諸表の注記の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため」(傍線筆者)という記述に見られる「当該状況」は、文のつながりを考慮すると、[事例2-1]において、「当社グループは、…」から始まる記述に見られる「当該状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる、「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況を指している、と推察される。

一方、ピーマップの『有価証券報告書』(2009年版)の11頁～15頁で示されている「対処すべき課題」においては、「①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成」、「②投資の統制及びモニタリング」、「③原価率低減と品質管理」が示されている(同11頁～12頁)([事例2-2])。この①～③に見られる内容を踏まえると、「対処すべき課題」に記載のとおり」という形で「対処すべき課題」が参照された上で、「①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成」、「②投資の統制及びモニタリング」、「③原価率低減と品質管理」が示されている[事例2-1]においては、そこに見られる「対応策」の内容について、次のことが言える。それは、そのような[事例2-1]に見られる「対応策」の内容は、例えば「①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成」に見られる「人材育成と組織編成・業務フローの改善による提案力・営業力の強化」、及び「②投資の統制及びモニタリング」に見られる「投資の実行時における審査の組織体制・社内規程の整備・運用」の実施や「日常のモニタリング」についての強化のように、[事例2-2]において示されている、ということである。

[事例2-2]—ピーマップの「対処すべき課題」

「①収益基盤の安定化と営業力の強化・人材育成」

ここ数年当社グループ各社の事業規模(売上高)がほぼ一定に留まっていることに鑑み、営業力の強化による規模の拡大が不可欠であると認識しております。また、3月に受注・売上が集中する事業特性から、期末直前まで業績の確定に不確実性が残ることとなるため、時季要因の薄いビジネスモデルの比重を増やすことを経営課題として認識しております。

これらの課題に対応するため、人材育成と組織編成・業務フローの改善による提案力・営業力の強化に取り組んでまいります。特に人材育成については、当社が、斬新なサービス企画と高度な技術力に裏打ちされた質の高いサービスの提供を目標としていることも勘案し、今後も積極的に優秀な人材の採用と育成を効率的に行っていく予定であります。

②投資の統制及びモニタリング

連結において4期連続、個別において7期連続で当期純損失を計上しておりますが、その最大の要因は新規事業もしくは子会社等に対する投資の失敗であると認識しております。

この課題に対応するため、投資の実行時における審査の組織体制・社内規程の整備・運用を実施するとともに、日常のモニタリングについても強化しているところであります。これにより、不適切な投資を抑止するとともに、不採算状況が続く事業・プロジェクト、子会社につきましては、撤退・譲渡、事業休止を含めた処理を実施し、今後の収益が期待される分野に経営資源を集中投資していく所存であります。

③原価率低減と品質管理

利益率向上には原価率の低減が不可欠であると認識しております。また、システム障害や瑕疵への対応は、当社への信頼性を揺るがせるだけでなく、直接的・事後的に収益力を通減させる要因であると認識しております。生産と品質管理に関する責任と権限を明確にしたうえで、見積精度の向上、品質管理・進捗管理の徹底、などの対策により、原価を低減させるとともに想定外の費用支出を防ぐことに注力いたします。」(傍線筆者)

他方、[事例2-1]によると、「当社グループ」は、「その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定」ではあるものの、[事例2-1]には、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません」(傍線筆者)という記述(※)が見られる。以下では、この記述中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述を踏まえた上で、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に

関する重要な不確実性」が指している内容を考察するに当たって、[事例2-1]において、将来にどのような事象が発生することが想定できるのかを考察し、その将来に発生する事象を踏まえて、[事例2-1]において、どのような状況が想定できるのかを考察する。

まず、(1)：上記の※に見られる「当該状況」は、先ほど述べたように、[事例2-1]において、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる、「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況を指している、と推察される。また、(2)：上記の※に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消」されるかどうかが判明するのは将来であり、[事例2-1]においては、「将来」として、「第12期」⁵⁾が示されている。しかし、[事例2-1]によると、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」ので、ここでの「当該状況」については、「将来においても解消されない」ことが想定されている、と言える。

次に、(3)：[事例2-1]中の「その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定」(傍線筆者)という記述を踏まえると、[事例2-1]においては、「営業利益及び当期純利益」が回復することによって、「当該状況の解消」が図られることが想定されていることがわかる。この点を踏まえると、[事例2-1]中の「その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定」(傍線筆者)という記述に見られる「解消」は、「当該状況」、即ち、「当連結会計年度を含め過去4期にわたり連結営業損失を計上」している状況に対して、「その対応策を含む事業計画を実行する」ことによって、将来

5) ビーマップの『有価証券報告書』(2009年版)の1頁の【表紙】に示されている同社の【事業年度】は、「第11期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)」であり、同社の『有価証券報告書』(2010年版)の1頁の【表紙】に示されている同社の【事業年度】は、「第12期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)」である。よって、[事例2-1]に見られる「第12期」は、ビーマップの2008年4月1日から2009年3月31日までの事業年度(連結会計年度)ではないことがわかる。

に「連結営業損失が計上されないこと」を指している、と解釈できる。そして、「解消」をこのように解釈すると、(4):「解消」という記述が含まれる、[事例2-1]中の「解消するものとは認められない」という記述は、「その対応策を含む事業計画」があっても、将来に「連結営業損失が計上されること」を意味していることになる。

そうすると、「その対応策を含む事業計画」があっても、将来に「連結営業損失が計上されること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「連結営業損失が計上される」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず⁶⁾、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定することができる。この状況は、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」([事例2-1]に見られる記述を用いれば、「(その対応策を含む)事業計画」)によ

6) ビーマップの2010年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する注記】)では、次のように記されている。

「当社グループは、当連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上しました。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社グループといたしましては、「対処すべき課題」に記載のとおり、平成23年3月期においては、①提案営業力の強化による売上拡大と収益基盤の安定化、②人材強化を通じた技術力・品質管理の向上、③投資における収益性管理、の3点を特に重要な経営課題として認識し、その対応策を含む事業計画を実行することで、営業利益及び当期純利益を回復し、当該状況の解消を図る予定であります。しかしながら、平成23年3月期は、現時点においては未だ期初の時点にあり、事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性を払拭するには至っておりません。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

このビーマップの2010年連結財務諸表の注記においては、「当社グループ」の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況」を生み出す原因となる状況として、「当連結会計年度を含め過去5期にわたり連結営業損失を計上」している状況が示されている。上記の連結財務諸表の注記に見られる「当社グループ」は、「当連結会計年度」においても「連結営業損失を計上」していることがわかる。

て将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」である。

他方、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)を指している、と解釈する場合に、上記の「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の1つである。そうすると、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、[事例2-1]において想定されたような、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況⁷⁾」を指していることになる。

(2) 株式会社関門海の2011年連結財務諸表の注記の分析

次に、株式会社関門海(以下、「関門海」とする)の2011年連結財務諸表の注記(【継続企業の前提に関する事項】)を見てみよう([事例2-3])。この[事例2-3]によると、(1):「当連結会計年度末の短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを大幅に上回る状況となって」いる状況、及び(2):「当連結会計年度において、775,965千円の当期純損失を計上した結果、781,955千円の債務超過となって」いる状況があり、「当社グループ」にとって、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況

7) (1):本文中の「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び(2):本節の(2)で示す、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、そして、(3):本節の(3)で示す、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、本稿では、①:本稿の脚注1で示されている「影響」及び「事象」についての説明、及び②:本稿の脚注2で示されている「特定の事象が将来に発生する可能性」についての説明が当てはまる状況であることを想定している。

が存在して」いることがわかる。

[事例2-3]一関門海の2011年連結財務諸表の注記

「当社グループは、当連結会計年度において営業利益56,249千円、営業活動によるキャッシュ・フロー49,319千円を計上しているものの、当連結会計年度末の短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを大幅に上回る状況となっております。また、当連結会計年度において、775,965千円の当期純損失を計上した結果、781,955千円の債務超過となっております。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社グループといたしましては、キャッシュ・フローを重視した経営改善を目指すとともに、取引金融機関との契約条件について協議を行い、長期的な資金調達の安定化に取り組んでまいります。また、事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存であります。

しかしながら、取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」（傍線筆者）

他方、[事例2-3]においては、「当社グループ」が、①：「取引金融機関との契約条件について協議」を行う旨、及び②：「事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討」する旨が示されているが、[事例2-3]には、「取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます」（傍線筆者）という記述も見られる。以下では、この記述中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述を踏まえた上で、[事例2-3]で記述されている「継続企業の前提に

関する重要な不確実性」が指している内容を考察するに当たって、[事例2-3]において、将来にどのような事象が発生することが想定できるのかを考察し、その将来に発生する事象を踏まえて、[事例2-3]において、どのような状況が想定できるのかを考察する。

まず、[事例2-3]中の「事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存であります」という記述を踏まえると、ここでの「債務超過の解消」は、「事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行する」ことや、「増資を含めた資本政策」によって、「債務超過」がなくなることを指している、と推察される。そうすると、[事例2-3]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況を踏まえると、次のことが言える。

それは、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、将来に「債務超過が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「債務超過が解消されない」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず⁸⁾、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されな

8) 関門海の2012年連結財務諸表の注記（【継続企業の前提に関する事項】）では、次のように記されている。

「当社グループは、当連結会計年度において営業利益544,345千円、営業活動によるキャッシュ・フロー817,772千円を計上しているものの、当連結会計年度末の短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローを大幅に上回る状況となっております。また、当連結会計年度において、484,980千円の当期純利益を計上しておりますが、264,646千円の債務超過となっております。

これらの状況により、当社グループは継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、キャッシュ・フローを重視した経営改善を目指すとともに、取引金融機関との契約条件について協議を行い、長期的な資金調達の安定化に取り組んでまいります。また、事業計画の大幅な見直しを行い、収益体質企業へと移行するとともに増資を含めた資本政策を検討し、できる限り早期に債務超過の解消を行う所存です。

しかしながら、取引金融機関との今後の契約条件については協議中であり、債務超過の解消についても不透明であるため、継続企業の前提に関する重要な不確

い」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定することができる、ということである。この「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、本節の(1)で示した「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と同様に、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(〔事例2-3〕に見られる記述を用いれば、「事業計画の大幅な見直し」や「増資を含めた資本政策」)によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況である。

他方、〔事例2-3〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、前節で示したように、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)を指している、と解釈する場合に、上記の「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(傍線筆者)に見られる、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象」は、本節の(1)で示した「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象」と同様に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」の1つである。そうすると、〔事例2-3〕で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、〔事例2-3〕において想定されたような、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることになる。

実性が認められます。

なお、連結財務諸表は、継続企業を前提として作成しており、「継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。」(傍線筆者)

この関門海の2012年連結財務諸表の注記においては、「当社グループ」の「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況として、「債務超過」が示されている。上記の連結財務諸表の注記に見られる「当社グループ」は、「当連結会計年度」においても「債務超過」であることがわかる。

(3) 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が財務諸表の注記に示される余地

本節の(1)では、[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることを示した。また、本節の(2)では、[事例2-3]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることを示した。

ここで、(1): 上記の「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」については、次のことが言える。それは、この状況は、[事例2-1]中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述を踏まえた上で、「想定された状況」であるため、この「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、[事例2-1]には示されていない、ということである。

また、(2): 上記の「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」については、次のことが言える。それは、この状況は、[事例2-3]中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述を踏まえた上で、「想定された状況」であるため、この「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、[事例2-3]には示されていない、ということである。

ここで、[事例2-1]及び[事例2-3]において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はあるのか、という問題が生じるが、この問題については、次のことが言える。それは、①: [事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指し

ているところの、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、「事例2-1」に示されていないため、及び②：「事例2-3」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、「事例2-3」に示されていないため、このような2つの状況があることを、「事例2-1」及び「事例2-3」に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、「事例2-1」及び「事例2-3」に示される余地がある、ということである⁹⁾。

他方、[1]：「事例2-1」において想定されたような、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び[2]：「事例2-3」において想定されたよ

9) (1)：「事例2-1」においては、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があれば、そのような状況がある旨が示されればよく、また、(2)：「事例2-3」においては、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があれば、そのような状況がある旨が示されればよいので、「事例2-1」及び「事例2-3」において、改めて、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示される余地はない旨を主張する論者がいるかもしれない。

しかし、本節の(1)～(2)で述べたような、①：「事例2-1」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していること、及び②：「事例2-3」で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることを踏まえると、次のことが言える。それは、[1]：「事例2-1」において、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が示されることが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されることがを意味しないという考え、及び[2]：「事例2-3」において、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」がある旨が示されることが、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されることがを意味しないという考えを前提とした、本脚注の最初の段落に示した主張は成立しない、ということである。

うな、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を踏まえると、次のことが導かれる。それは、(1)：[事例2-1]においては「連結営業損失が計上される」という事象、及び(2)：[事例2-3]においては「債務超過が解消されない」という事象のような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、財務諸表の注記に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈できる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定することができる、ということである。

この「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、①：[事例2-1]についての「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び②：[事例2-3]についての「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と同様に、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」¹⁰⁾として

10) 本節で示した、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」(※)は、財務諸表の注記に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(1)：[事例2-1]においては、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」、及び(2)：[事例2-3]においては、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」)の特徴を示しているので、上記の※は、例えば、次節の(1)で示す[制度3-1](1)に見られる「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況のような、財務諸表の注記に示されているところの、「[継続企業の前提に関する重要な不確実性]を生み出す原因となる状況」ではない。他方、「[継続企業の前提に関する重要な不確実性]を生み出す原因となる状況」の特徴を、坂柳(2015c, 92)に見られるように、「経営上の対応に関係する状況」と記す場合には、次の問題が生じる。

それは、前段落で示した「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」

の、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」である。上記の①～②で示された状況と同様に、財務諸表の注記に示されていないところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、財務諸表の注記に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地がある。

ここで、上記の意味の「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨を、財務諸表の注記に示すに当たっては、次のことが言える。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、一般的には、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していることを、予め開示制度や監査制度を通じて、財務諸表及び監査報告書の読者に知らせる必要がある、ということである。

3. 開示制度の評価

(1) 日本公認会計士協会（2009b）の「参考文例」の評価

本節及び次節では、前節での考察を踏まえた上で、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たっての指針を示すために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度、及び監査上の実務指針を評価する。まず、日本公認会計士協会（2009b）が示している、「継続企業の前提に関する重要

によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」と、ここでの「経営上の対応に係る状況」は、どのような関係にあるのか、という問題である。この問題については、前段落で示したように、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」（※）は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」ではないので、この※は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」の特徴を示している、「経営上の対応に係る状況」ではない、ということが言える。

な不確実性」が認められる場合の注記を行う際の3つの「参考文例」を見てみよう〔制度3-1〕(1)～(3)〕。この〔制度3-1〕(1)～(3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況として、(1)：〔制度3-1〕(1)においては、「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況、(2)：〔制度3-1〕(2)においては、「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況、そして、(3)：〔制度3-1〕(3)においては、「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が示されている。この(1)～(3)の状況を「解消」又は「改善」するための「対応策」として、①：〔制度3-1〕(1)では、「当社」が「〇〇株式会社」に対する「〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目途に計画して」いること、及び「主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請して」いることがわかる。また、②：〔制度3-1〕(2)では、「当社」が「〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続して」いること、及び「この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になって」いることがわかる。そして、③：〔制度3-1〕(3)では、「当社」が「不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目途に計画して」いること、及び「主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉して」いることがわかる。

〔制度3-1〕—日本公認会計士協会（2009b）、参考文例

(1)：「〔連結財務諸表注記 文例1〕

当グループは、当連結会計年度において、〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社に対し〇〇億円の第三者割当て増資を平成〇年〇月を目途に計画しています。また、主力金融機関に対しては〇〇億円の債務免除を要請しております。

しかし、これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」（傍線筆者）

(2)：「〔連結財務諸表注記 文例2〕

当グループは、〇〇株式会社とフランチャイズ契約を締結しています。当連結会計年度における当該フランチャイズ契約関連の売上高は〇〇百万円であり、売上高全体の〇〇%を占めています。しかし、期末時点では来期以降の契約更新が行われておりません。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、〇〇株式会社との契約更新の交渉を継続していますが、この契約更新の交渉期限は平成〇年〇月となっています。なお、この〇〇株式会社との交渉期限である平成〇年〇月以降には、〇〇株式会社の競合会社である△△株式会社とのフランチャイズ契約の交渉を開始する予定になっています。

しかし、これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていないため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。」（傍線筆者）

(3)：「〔財務諸表注記 文例3〕

当社は、前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなっています。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消し又は改善すべく、不採算部門の〇〇事業からの撤退を〇年〇月を目標に計画しています。この計画の中では、当該事業に関わる設備を売却するとともに、早期退職制度の導入により〇〇名の人員削減を行い、併せて全社ベースで費用の〇%削減を行う予定です。また、主力金融機関との間で、新たに〇〇億円のコミットメント・ラインの設定を交渉しています。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。」（傍線筆者）

以上のような、[制度3-1] (1)~(3)で想定されている「対応策」との関係で、(1)：[制度3-1] (1)には、「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」という記述が見られ、(2)：[制度3-1] (2)には、「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」という記述が見られる。また、(3)：[制度3-1] (3)には、「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」という記述が見られる。この3つの記述を踏まえると、①：[制度3-1] (1)においては「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、②：[制度3-1] (2)においては「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、③：[制度3-1] (3)においては「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況を想定することができる。

この①~③の状況は、「[制度3-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」であるが、この3つの状況については、次のことが言える。それは、この3つの状況には、[1]：[事例2-1]に見られるところの、「その対応策を含む事業計画」があっても、「当該状況」が「解消」されないことが想定されている、「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述、及び[2]：[事例2-3]に見られるところの、「債務超過」が「解消」されないことが想定されている、「債務超過の解消についても不透明である」という記述のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況（[制度3-1] (1)~(3)に見られる記述を用いれば、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」）を生み出す原因となる状況が、将来になくならない可能性がある旨を示している記述がない、ということである。このことは、次のことを意味する。

それは、①：[制度3-1] (1)における「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、②：[制度3-1] (2)における「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、③：[制度3-1] (3)における「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進

めている途上である」状況については、[1]：[事例2-1]において想定された「連結営業損失が計上される」という事象のように、及び[2]：[事例2-3]において想定された「債務超過が解消されない」という事象のように、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、将来にない可能性のあることとの関係で問題になる、将来に発生する「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定する余地がない、ということである。従って、上の①～③の状況に注目しても、[制度3-1] (1)～(3)においては、上記の意味の、将来に発生する「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定する余地はない、ということになる。そうであれば、[制度3-1] (1)～(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」と解釈する余地はないことになる。

そうすると、[制度3-1] (1)～(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、何を指しているのかが問題になるが、先ほど述べたように、[制度3-1] (1)～(3)に見られる「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況として、(1)：[制度3-1] (1)においては、「〇〇百万円の当期純損失を計上した結果、〇〇百万円の債務超過になって」いる状況、(2)：[制度3-1] (2)においては、「期末時点では来期以降の契約更新が行われて」いない状況、そして、(3)：[制度3-1] (3)においては、「前期〇〇百万円、当期に〇〇百万円の大幅な営業損失を計上し、また、当期には営業キャッシュ・フローも〇〇百万円と大幅なマイナスとなって」いる状況が示されていた。この(1)～(3)の状況は、全て「既に発生している状況」であり、この3つの状況においては、何かの「将来に発生する特定の事象」は示さ

れていない。従って、この3つの状況は、「将来に発生する特定の事象が示されていないところの期末に存在している状況」、即ち、坂柳（2015b, 82）の「図表」等に示した「Ⅰの状況」であり、「将来に発生する特定の事象が示されているところの期末に存在している状況」、即ち、坂柳（2015b, 82）の「図表」等に示した「Ⅱの状況」ではないことがわかる。

ここで、①：この3つの状況が、上記の「Ⅱの状況」でなければ、[制度3-1] (1)~(3)においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況（※）は、何かの「特定の事象が将来に発生すること」が想定された上での、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」ではない、ということになる。従って、[制度3-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、上記の※としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する余地はないことがわかる。

また、②：[制度3-1] (1)~(3)においては、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況以外についても、何かの「将来に発生する特定の事象」が「会社の事業の継続に影響を与える」旨が示されている状況は見られない。そうであれば、[制度3-1] (1)~(3)においては、何かの「特定の事象が将来に発生すること」を想定した上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定する余地はないので、[制度3-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指していると解釈する余地は、やはりないことがわかる。

そして、③：先ほど述べたように、(1)：[制度3-1] (1)における「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、(2)：[制度3-1] (2)における「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、(3)：[制度3-1] (3)における「これらの対応策を関

係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、[1]：[事例2-1]中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述、及び[2]：[事例2-3]中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、将来になくなる可能性がある旨を示している記述がなかったため、次のことが導かれた。それは、[制度3-1](1)~(3)においては、[1]：[事例2-1]において想定された「連結営業損失が計上される」という事象のように、及び[2]：[事例2-3]において想定された「債務超過が解消されない」という事象のように、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、将来になくなる可能性があることとの関係で問題になる、将来に発生する「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定する余地がない、ということである。従って、[制度3-1](1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する余地はなかった。

以上の①~③で述べたことを踏まえると、[制度3-1](1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、何を意味しているのかについて、筆者には理解できない。[制度3-1](1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、(1)：[制度3-1](1)における「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表明が行われていない」状況、(2)：[制度3-1](2)における「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、(3)：[制度3-1](3)における「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況によって生じるとしても、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」の意味が明らかでなけ

れば、次のことが言える。

それは、〔制度3-1〕(1)~(3)においては、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を含む、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述は、示される余地がない、ということである。そうすると、財務諸表の注記を行う際の文例である、〔制度3-1〕(1)~(3)においては、上記の(1)~(3)に見られる状況のような、「〔制度3-1〕(1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」のみが、「対応策に係る状況」として示される余地がある、ということになる。

(2) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の第8条の27及び日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」の評価

次に、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度として、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2009年4月20日改正）の第8条の27（〔制度3-2〕¹¹⁾）を見てみよう。この〔制度3-2〕においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「注記しなければならない」事項として、「三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている。また、日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度3-3〕）においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「財務諸表に注記」する事項として、「③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている。

11) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2009年7月8日改正）の第15条の22では、財務諸表等規則第8条の27の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が示されている。なお、坂柳（2016, 139）の脚注9に見られる「連結財務諸表の」は、「連結財務諸表の」の誤りである。

[制度3-2]—財務諸表等規則，第8条の27

「貸借対照表日において，企業が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて，当該事象又は状況を解消し，又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは，次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし，貸借対照表日後において，当該重要な不確実性が認められなくなつた場合は，注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し，又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別」(傍線筆者)

[制度3-3]—日本公認会計士協会（2009b），7. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果，貸借対照表日において，単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて，当該事象又は状況を解消し，又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは，継続企業の前提に関する事項として，以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し，又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており，当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

他方，前節(3)では，財務諸表の注記に示されていないところの，「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての，「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを，財務諸表の注記に示すために，「継続企業の前提に関する重要な不

確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることが指摘された。そうすると、[制度3-2]及び[制度3-3]に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、上で述べたように、財務諸表の注記に示される余地があるので、(1)：「注記しなければならない」事項として、[制度3-2]が「当該重要な不確実性が認められる旨」を示していること、及び(2)：「財務諸表に注記」する事項として、[制度3-3]が「当該重要な不確実性が認められる旨」を示していることは、合理的であることがわかる。

また、[制度3-2]～[制度3-3]で示されている「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうち、「その理由」との関係では、①：[事例2-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況、及び②：[事例2-3]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況のような、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」も、財務諸表の注記に示される余地がある。そうすると、このような「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が想定された上で、[1]：[制度3-2]において、「注記しなければならない」事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうちの「その理由」が示されているのであれば、また、[2]：[制度3-3]において、「財務諸表に注記」する事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうちの「その理由」が示されているのであれば、[制度3-2]及び[制度3-3]は、やはり合理的であることがわかる。

この点を踏まえると、本節の(1)に示した[制度3-1](1)～(3)の読者が、筆者と同様に、[制度3-1](1)～(3)で記述されている「継続企業の前提に関する

重要な不確実性」の意味を理解できないのであれば、[制度3-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、という解釈のもとで、次のことが指摘できる。それは、[制度3-1] (1)~(3)において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨の記述を導くための、①：[制度3-1] (1)における「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、②：[制度3-1] (2)における「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、③：[制度3-1] (3)における「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況のような、「[制度3-1] (1)~(3)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」を示している文例を、[1]：[事例2-1] 中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述、及び [2]：[事例2-3] 中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述のように、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況」を生み出す原因となる状況が将来になくなる可能性がある旨を示している記述を用いた文例」に変える必要がある、ということである。

4. 監査上の実務指針の評価

次に、日本公認会計士協会（2009c）の「Ⅲ 金融商品取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提 (イ) 追記情報の内容」で示されている、(1)：「(継続企業の前提に関する追記情報の文例1)」([制度4-1] (1))、及び(2)：「(継続企業の前提に関する追記情報の文例2：対応策及び継続企業の前提に関する

重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法)」（〔制度4-1〕(2)）を見てみよう。この〔制度4-1〕(1)～(2)には、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が見られる。

〔制度4-1〕—日本公認会計士協会（2009c）、（継続企業の前提に関する追記情報の文例1～2）

(1)：「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」（（継続企業の前提に関する追記情報の文例1））
（傍線筆者）

(2)：「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。」（（継続企業の前提に関する追記情報の文例2：対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法））（傍線筆者）

また、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述は、
[1]：日本公認会計士協会（2011a）の35項中の、「文例30 継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例である、「(文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法」（〔制度4-2〕(1)）、及び「(文例②)

対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法」〔制度4-2〕(2)にも見られ、〔2〕：日本公認会計士協会（2011c）のA21項〔制度4-3〕にも見られる。以下の議論では、これらの〔制度4-1〕(1)～(2)、〔制度4-2〕(1)～(2)、〔制度4-3〕を評価する。

〔制度4-2〕—日本公認会計士協会（2011a）の「継続企業の前提に疑義を生じさせる状況が存在するが、無限定適正意見を表明する場合」の文例①～②

(1)：「強調事項」

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」（(文例①) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について内容を記載する方法）（傍線筆者）

(2)：「強調事項」

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は・・・の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」（(文例②) 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法）（傍線筆者）

[制度 4-3]—日本公認会計士協会 (2011c), A21項

「以下は、監査人が注記は適切であると判断した場合の強調事項区分の記載例である。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成X0年4月1日から平成X1年3月31日までの事業年度に純損失××百万円を計上しており、平成X1年3月31日現在において〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。」(傍線筆者)

まず、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、「継続企業の前提に関する注記」が参照されている [制度 4-1] (1)~(2), [制度 4-2] (1)~(2), [制度 4-3] については、そこで記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、何を指しているのかが問題になる。この問題について、[制度 4-1] (1)~(2), [制度 4-2] (1)~(2), [制度 4-3] で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、第2節の(3)の考察により、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地がある。そうすると、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、財務諸表の注記が参照されている [制度 4-1] (1)~(2), [制度 4-2] (1)~(2), [制度 4-3] においても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される

余地があることになる。

また、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」について、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地があるならば、次のことが言える。それは、①：[制度4-1] (1), [制度4-2] (1)の中の「当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」(傍線筆者)という記述に見られる、「当該状況を解消し、又は改善するため・・・をしてもなお・・・のため」のような、「[制度4-1] (1), [制度4-2] (1)で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる理由」を示すための記述、及び②：[制度4-1] (2), [制度4-2] (2), [制度4-3]の中の「重要な不確実性が認められる理由」という記述も、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地がある、ということである。

他方、[1]：日本公認会計士協会(2009a)の21項では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項が示されているが、その事項の中に、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」がある¹²⁾。また、[2]：日本公認会計士協会(2011c)のA20項では、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」が示されている¹³⁾。

ここで、日本公認会計士協会(2009a)の21項、及び日本公認会計士協会(2011c)

12) 日本公認会計士協会(2009a)の21項については、坂柳(2015a, 162)の[制度4-4]を参照。

13) 日本公認会計士協会(2011c)のA20項については、坂柳(2015b, 56-57)の[制度2-4]を参照。

のA20項に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、第2節の(3)の考察により、財務諸表の注記に示される余地があるので、その財務諸表の注記が参照された上で、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地があることになる。従って、(1)：日本公認会計士協会(2009a)の21項が、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項について、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示していること、及び(2)：日本公認会計士協会(2011c)のA20項が、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示していることは、合理的であることがわかる。

また、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈できる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があれば、①：[事例2-1]に見られる「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」状況、及び②：[事例2-3]に見られる「債務超過の解消についても不透明である」状況のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が将来にない可能性がある旨を示しているところの、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」も、結果として、財務諸表の注記に示される余地がある

ので、そのような財務諸表の注記が参照された上で、「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」も、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地があることになる。そうすると、このような「財務諸表の注記で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を生み出す原因となる状況」が想定された上で、[1]:日本公認会計士協会(2009a)の21項において、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項について、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうちの「その理由」が示されているのであれば、また、[2]:日本公認会計士協会(2011c)のA20項において、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由」のうちの「その理由」が示されているのであれば、日本公認会計士協会(2009a)の21項、及び日本公認会計士協会(2011c)のA20項は、合理的であることがわかる。

5. 本稿の結論, 貢献, 今後の課題

本稿の第1節では、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指している、と解釈できるところの、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、財務諸表の注記に示されている状況に限られるのか、という疑問を踏まえた上で、次の問題を提示した。それは、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」は、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈するが、財務諸表の注記には、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」が示されていない場合に、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はあるのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、第2節の(1)では、[事例2-1]中の「事業

計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述を踏まえた上で、「その対応策を含む事業計画」があっても、将来に「連結営業損失が計上されること」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「連結営業損失が計上される」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定できることを示した。このことが、本稿の1つ目の結論である。

また、第2節の(2)では、[事例2-3]中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述を踏まえた上で、「事業計画の大幅な見直し」及び「増資を含めた資本政策」があっても、将来に「債務超過が解消されないこと」が、「会社の事業の継続に影響を与えること」を想定する場合には、その「債務超過が解消されない」という事象が、将来に「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となるかどうかに関わらず、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」想定できることを示した。このことが、本稿の2つ目の結論である。

他方、第2節の(3)では、(1)：[事例2-1]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「会社の事業の継続に影響を与える「連結営業損失が計上される」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、[事例2-1]には示されていないこと、及び(2)：[事例2-3]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が指しているところの、「会社の事業の継続に影響を与える「債務超過が解消されない」という事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」は、[事例2-3]には示されていないことを指摘した。その上で、第2節の(3)では、[事例2-1]及び[事例2-3]には示されていないところの、上記の(1)～(2)で示した2つの状況があることを、[事例2-1]及び[事例2-3]に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、[事例

2-1] 及び [事例 2-3] に示される余地があることを指摘した。

そして、第2節の(3)では、①：[事例 2-1] においては「連結営業損失が計上される」という事象、及び②：[事例 2-3] においては「債務超過が解消されない」という事象のような、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈できる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」を想定し、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、財務諸表の注記に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘した。このことが、本稿の3つ目の結論である。

続く第3節では、第2節の考察を踏まえた上で、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される開示制度を評価した。まず、第3節の(1)では、(1)：[制度 3-1] (1)における「これらの対応策に関する先方の最終的な意思表示が行われていない」状況、(2)：[制度 3-1] (2)における「これらの対応策に関する先方との最終的な合意が得られていない」状況、そして、(3)：[制度 3-1] (3)における「これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上である」状況には、①：[事例 2-1] 中の「事業計画が着実に進展し当該状況を客観的かつ確実に解消するものとは認められない」という記述、及び②：[事例 2-3] 中の「債務超過の解消についても不透明である」という記述のような、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、将来にない可能性がある旨を示している記述がないので、[制度 3-1] (1)~(3)においては、「継続企業の前提が疑わしい」状況を生み出す原因となる状況が、将来にない可能性があることとの関係で問題になる、将来に発生する「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象」を想定した上で、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされ

る影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を想定する余地がないことを示した。また、第3節の(2)では、紙幅の都合により、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」について言えば、[制度3-2]及び[制度3-3]に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、第2節の(3)の考察により、財務諸表の注記に示される余地があるので、(1):「注記しなければならない」事項として、[制度3-2]が「当該重要な不確実性が認められる旨」を示していること、及び(2):「財務諸表に注記」する事項として、[制度3-3]が「当該重要な不確実性が認められる旨」を示していることは、合理的であることがわかった。

そして第4節では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において適用される監査上の実務指針を評価した。まず、第4節では、次のことが指摘された。それは、紙幅の都合により、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述について言えば、[制度4-1](1)~(2)、[制度4-2](1)~(2)、[制度4-3]で記述されている「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、第2節の(3)の考察により、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、財務諸表の注記に示される余地があるので、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という形で、財務諸表の注記が参照されている[制度4-1](1)~(2)、[制度4-2](1)~(2)、[制度

4-3]においても、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる」という記述が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地がある、ということである。

また、第4節では、次のことが指摘された。それは、紙幅の都合により、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」について言えば、日本公認会計士協会（2009a）の21項、及び日本公認会計士協会（2011c）のA20項に見られる「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合には、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は、第2節の(3)の考察により、財務諸表の注記に示される余地があるので、その財務諸表の注記が参照された上で、そのような「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、監査報告書上の「追記情報」又は「強調事項」として示される余地がある、ということである。このことを踏まえると、(1)：日本公認会計士協会（2009a）の21項が、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合」に、監査報告書に「追記情報」として記載される事項について、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示していること、及び(2)：日本公認会計士協会（2011c）のA20項が、「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示していることは、合理的であることがわかった。

他方、(1)：坂柳（2015c, 106）においては、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指しているとは解釈しない、という前提のもとで、財務諸表等規則の第8条の27（本稿の〔制度3-2〕を参照）、及び日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」（本稿の〔制度3-3〕を参照）において、そこに見られる「継続企業の前提に関す

る重要な不確実性」の意味が明らかでなければ、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」が規定される余地はない旨の主張がなされた。また、(2)：坂柳（2016, 139-141）においては、財務諸表等規則の第8条の27、及び日本公認会計士協会（2009b）の「7. 継続企業の前提に関する注記」に見られる「当該重要な不確実性」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を指している、と解釈する場合に、その「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が、「継続企業の前提が疑わしい」状況に含まれる場合でも、含まれない場合でも、財務諸表の注記に、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることが示されていれば、改めて、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」という意味の、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨は記載される必要がない、という意味で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地はないので、「注記しなければならない」事項として、あるいは「財務諸表に注記」する事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」を示している、上記の2つの制度は合理的ではない旨の主張がなされた。

この(1)～(2)の主張に対して、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」を、財務諸表の注記に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘した本稿は、①：「注記しなければならない」事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示している [制度3-2]、及び②：「財務諸表に注記」する事項として、「当該重要な不確実性が認められる旨」、即ち、「継続企業の前提に関する重要な不

確実性が認められる旨」を示している〔制度3-3〕,そして,③:[1]:監査報告書に「追記情報」として記載される事項について,「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示している日本公認会計士協会(2009a)の21項,及び[2]:「監査報告書の強調事項区分」に記載される事項として,「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨」を示している日本公認会計士協会(2011c)のA20項を,理論的に支持するための基盤を与えたことになる¹⁴⁾。この点が,本稿の1つ目の貢献である。

他方,①:日本公認会計士協会(2002)に見られる,「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在して」いる場合の「参考文例」(※1)において,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていないこと,及び②:日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1) 連結財務諸表に関する監査報告書」の「④ 継続企業の前提(イ) 追記情報の内容」に見られる,「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」(※2)において,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていないこと,そして,③:米国の監査基準書第59号(AICPA(1988))の13項に見られる「説明区分」の記載例(※3),及び監査基準書第126号(AICPA(2012))のA6項に見られる「ゴーイング・コンサーンに関する事項の強調区分」の記載例(※4)において,「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていないこと

14) ①:国際監査基準(ISA)570のA21項(IFAC(2009,571))に見られる「事項の強調区分」の記載例においては,「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について重大な疑義を投げかけるかもしれない重要な不確実性の存在」(傍線筆者)という形で,「重要な不確実性」が「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力について重大な疑義を投げかける」ことが想定されており,②:IFAC(2015)の「ゴーイング・コンサーンに関係している監査報告書の用例」の「用例1」においては,「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力に重大な疑義を投げかけるかもしれない重要な不確実性が存在する」(傍線筆者)という形で,「重要な不確実性」が「会社のゴーイング・コンサーンとしての存続能力に重大な疑義を投げかける」ことが想定されている。ここで,本文中の「この(1)~(2)の主張に対して, …」から始まる段落で記述されている内容を踏まえると,上記の①~②で示されているような想定は,当然の想定ではないことがわかる。

は、2つ前の段落に示した(1)~(2)の主張に従うと、合理的である。しかし、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」があることを、財務諸表の注記に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘した本稿の議論に従うと、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていないところの、上記の※1、※2、※3、※4は、合理的ではない、ということになる。このように、将来の開示制度及び監査制度を設計するに当たって、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が示されていない文例又は記載例が、合理的ではない場合があることを示したことが、本稿の2つ目の貢献である。

ここで、次の問題が生じる。それは、本稿で導いたような、財務諸表の注記に示されていないところの、「経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」によって将来に会社にもたらされる影響との関係で記述されている状況」としての、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」(※)以外に、財務諸表の注記において、「会社の事業の継続に影響を与える特定の事象が将来に発生する可能性が一定程度以上ある状況」として、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が特定される場合に、上記の※があることを、財務諸表の注記に示すために、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる旨が、財務諸表の注記に示される余地があることを指摘した本稿の議論は、どのような影響を受けるのか、受けるとしたら、それはどのような影響なのか、という問題である。この問題を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA (2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern* (Redrafted), July 2012.

IFAC (2009), International Federation of Accountants (IFAC), ISA 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Standards on Auditing and Quality Control, 2009 Edition, New York: IFAC, April 2009.

IFAC (2015), IFAC, ISA 570 (Revised), *Going Concern*, January 2015.

企業会計審議会 (2009), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2009年4月9日.

坂柳 (2015a), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(2)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第65巻第4号, 2015年3月.

坂柳 (2015b), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(3)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第66巻第1号, 2015年7月.

坂柳 (2015c), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(4)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第66巻第2・30合併号, 2015年12月.

坂柳 (2016), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(5)—」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第66巻第4号, 2016年3月.

日本公認会計士協会 (2002), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2002年11月6日.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 監査委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針(中間報告)」, 2003年1月31日.

日本公認会計士協会 (2009a), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書第22号, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009b), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第74号, 「継続企業の前提に関する開示について」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2009c), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会報告第75号, 「監査報告書作成に関する実務指針」, 2009年4月21日改正.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会実務指針第85号, 「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.

日本公認会計士協会（2011b）、日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書（序）、
「監査基準委員会報告書の体系及び用語」、2011年12月22日。

日本公認会計士協会（2011c）、日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書570、「
継続企業」、2011年12月22日。